平成２５年（フ）第１０４号
福井県坂井市丸岡町一本田中第34号54番地２
破産者　株式会社ＢＥＬＥＺＡ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２４号
石川県加賀市大聖寺敷地ト38番地３
破産者　有限会社メディアサポート
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２８９号
三重県四日市市ときわ３丁目６番８号、住民票上の住所三重県鈴鹿市南若松町131番地
破産者　江島建装こと都築工業こと　都築　正幸
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
三重県四日市市楠町南五味塚751番地の２
破産者　有限会社橋本塗装店
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
三重県四日市市市場町3166番地３
破産者　市川さつき
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
仙台市青葉区作並字元木２番地の３
破産者　有限会社旅館岩泉
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３６号
名古屋市緑区神沢３丁目2021番地
破産者　株式会社中野瓦店
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８０６号
大阪市天王寺区生玉町11番29―212号
破産者　株式会社山田工業
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８６号
大阪市西区立売堀４丁目７番地24五葉阿波座ビル401号
破産者　有限会社Ｔｏｗｎ　Ａｒｃｈｉｔｅｃｔｓ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９４号
大阪市中央区南船場２丁目４番23号
破産者　共栄ビジネス・サービス株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９５号
大阪市中央区南船場２丁目４番23号
破産者　共栄インフィニティ株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９９号
大阪府豊中市勝部２丁目２番16号
破産者　有限会社末松工業
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３０１号
大阪府茨木市豊原町８番36号
破産者　船越精機株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３６９号
大阪府豊中市三国１丁目11番６―305号
破産者　株式会社塗装嶋本
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３７２号
大阪市住吉区万代５丁目13番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住吉区帝塚山東４丁目10番２号
破産者　如月工務店株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２３号
堺市西区神野町２丁１番４号
破産者　アサヒグリーン株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
大阪府柏原市円明町16番３号
破産者　鋼和運送株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
堺市堺区一条通15番22号
破産者　有限会社Ｋ３Ｓコーポレーション
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
愛媛県伊予郡砥部町大南668番地
破産者　株式会社中村組
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２５号
熊本市中央区安政町１番２号
破産者　株式会社安政町不動産管理
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３７号
東京都八王子市下柚木２丁目26番地９コートボナール202号
破産者　岩田　孝支
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７０号
東京都府中市西府町３丁目38番地の26内田荘201
破産者　阿部　清志
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部